証券コード　4434
2021年５月13日

株　主　各　位

東京都新宿区揚場町１番21号
株式会社サーバーワークス
代表取締役社長　大　石　　良

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては株主様の健康状態にかかわらず当日のご出席はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますよう、切にお願い申し上げます。**

**　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2021年５月27日（木曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

　また、株主総会当日は、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるようインターネットでのライブ配信を行います（詳細は後述のご案内をご覧ください。）。

敬　具

記

１．日　　時　2021年５月28日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区神楽坂２丁目17番
中央ビル地下１階
当社東京オフィスＡＮＮＥＸ
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第22期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第６号議案　退任監査役に対する特別功労金贈呈の件

４．議決権の行使についてのご案内

（１）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年５月27日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（３頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年５月27日（木曜日）午後７時までに行使してください。

（３）複数回議決権を行使された場合

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、またはインターネットによって複数回数、もしくはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「事業報告」の一部、「計算書類」、「監査役会の監査報告」及び「計算書類に係る会計監査報告」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.serverworks.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付いたしておりません。

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の内容を掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては株主様の健康状態にかかわらず当日のご出席はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますよう、切にお願い申し上げます。

◎会場内は感染拡大防止の観点から、平年より間隔を空けるため席数が非常に限定的となります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がありますことを予めご了承いただき、当日のご来場はお控えくださいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送およびインターネット（スマートフォンからも可能です。）での議決権の事前行使をお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトアドレス　　https://www.web54.net

2．議決権行使の方法について
（1）パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2）スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3．議決権行使のお取扱いについて
（1）議決権の行使期限は、2021年５月27日（木曜日）午後７時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
（2）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、またはインターネットによって複数回数、もしくはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
（4）パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日は、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるようインターネットでのライブ配信を行います。

1．インターネットによるライブ配信について

配信方式	Zoomウェビナー
事前登録アドレス	https://zoom.us/webinar/register/WN_UirAL0BuQPy8fKBuaY_Yng
ウェビナーID	929 8057 4092
パスコード	554243
配信開始予定時刻	2021年５月28日（金曜日）午前９時30分頃

2．ライブ配信のご視聴方法について

（1）パソコンをご利用の方

1.（事前登録）上記アドレスにアクセスいただき、氏名、メールアドレスをご登録ください。

2.ご登録のメールアドレス宛に、件名「第22回株式会社サーバーワークス定時株主総会確認」のメールが届いていることを確認します。

3.（株主総会当日）受領メールの「ここをクリックして参加」をクリックします。最初にZoomミーティングを開始または参加されるときに、ウェブブラウザのクライアントが自動的にダウンロードされます。以下ウェブサイトから手動でダウンロードすることもできます。
https://zoom.us/download#client_4meeting

4.パスコードを入力して視聴します。

（2）スマートフォンをご利用の方

1.（事前登録）上記アドレスにアクセスいただき（右のQRコード画像を読み取りいただいてもアクセスできます。）、氏名、メールアドレスをご登録ください。

2.ご登録のメールアドレス宛に、件名「第22回株式会社サーバーワークス定時株主総会確認」のメールが届いていることを確認します。

3.ご視聴にはZoomアプリが必要です。予め、「Zoom Cloud Meetings」アプリをスマートフォンにインストールくださいますようお願いいたします。
Android用：Google Playから
iOS用　　：App Storeから

4.（株主総会当日）Zoomアプリを開き、「参加」をタップし、ウェビナーIDおよびパスコードを入力して視聴します。

3．ご注意

（1）ライブ配信においては、議決権の行使はできません。事前に書面またはインターネットにより議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

（2）ライブ配信においては、質疑応答の受付はできませんので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

（3）インターネットによるライブ配信をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（4）パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、インターネットによるライブ配信がご利用できない場合があります。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　設備投資の状況

当事業年度において支出した設備投資の総額は81,432千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内訳はAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の追加開発費用37,887千円及び自社利用システムの開発費用22,688千円、オフィス拡張等に伴う設備の取得14,316千円によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

②　資金調達の状況

当社は、新株予約権の権利行使に伴い、資本金及び資本剰余金がそれぞれ2,592,375千円増加しております。

この結果、当事業年度末において、資本金3,201,973千円、資本剰余金3,191,973千円となっております。

③　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	主要な事業の内容	当社の議決権比率	関係内容
株式会社スカイ３６５	102,137千円	MSP	35.91%	MSPの業務委託 従業員の役員兼務1名

（注）「主要な事業の内容」欄には、当社の製品・サービス区分の名称を記載しております。

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社スカイ３６５であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	株式会社スカイ365 当事業年度
流動資産合計	261,664
固定資産合計	3,504
流動負債合計	48,490
固定負債合計	－
純資産合計	216,677
売上高	317,479
税引前当期純利益金額	41,791
当期純利益金額	30,353

2．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大石　良	
取締役	羽柴　孝	営業部長
取締役	大塩啓行	
取締役	寺嶋一郎	TERRANET代表 PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長 特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアテイブ協会副理事長・事務局長 一般社団法人IIBA日本支部代表理事
常勤監査役	井上幹也	
監査役	鳥笥尾　務	
監査役	望月明人	株式会社アクリート社外監査役 株式会社グローバルキャスト社外取締役 株式会社エーエスピー会長
監査役	兵法繁壽	京橋インベストメント株式会社パートナー

（注）１．取締役寺嶋一郎氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役井上幹也氏及び監査役鳥笥尾務氏、監査役兵法繁壽氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役井上幹也氏は、情報通信業における事業活動・経営に関し相当程度の知見を有しております。
４．監査役鳥笥尾務氏は、長年にわたり経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役兵法繁壽氏は、金融・法務分野に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、社外取締役寺嶋一郎氏及び社外監査役井上幹也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
大塩啓行	取締役	取締役 シェアードサービス部長	2020年３月１日

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1名)	68,645千円 (4,828千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	16,800千円 (13,800千円)
合計 （うち社外役員）	8名 (4名)	85,445千円 (18,628千円)

（注）1．取締役の報酬等の額のうち、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の額は245千円（うち社外取締役１名に28千円）であります。

2．取締役の報酬等の額は、2016年５月27日開催の第17回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。また別枠で、2019年５月29日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議されております。

3．監査役の報酬等の額は、2016年５月27日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年５月28日開催予定の当社第22回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）今後の事業展開等を勘案し、当社の事業目的を追加するものであります。

（３）資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。

（４）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条　　（条文省略） （目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（４）　　（条文省略） （新　設） （５）　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり） （目　的） 第２条　　（現行どおり） （１）～（４）　　（現行どおり） （５）国内外において上記各号に付帯関連する一切の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理すること （６）　　（現行どおり）

現行定款	変更案
第３条　　（条文省略） （機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人 第５条　　（条文省略） 第２章　株　式 第６条　　（条文省略） （自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 第８条～第11条　　（条文省略） 第３章　株主総会 第12条～第18条　　（条文省略） 第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、１０名以内とする。 （新　設） （選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 （新　設）	第３条　　（現行どおり） （機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （削　除） （３）　会計監査人 第５条　　（現行どおり） 第２章　株　式 第６条　　（現行どおり） （削　除） 第７条～第10条　　（現行どおり） 第３章　株主総会 第11条～第17条　　（現行どおり） 第４章　取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。 （選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 （現行どおり） （現行どおり） ４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

現行定款	変更案
（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任　期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	（削　除）
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	４．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条　　（条文省略）	第22条　　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
第25条　　(条文省略) (取締役会の議事録) 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条　　(条文省略) (報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第29条　　(条文省略)	第25条　　(現行どおり) (取締役会の議事録) 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条　　(現行どおり) (報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 第29条　　(現行どおり)
第５章　監査役及び監査役会	(削　除)
(監査役の員数) 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	(削　除)
(選任方法) 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削　除)
(任　期) 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削　除)
(常勤の監査役) 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削　除)
(監査役会の招集通知) 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削　除)

現行定款	変更案
2．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会規程） 第36条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、同法第４２３条第１項の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（削　除）
2．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第39条～第40条　　（条文省略）	第34条～第35条　　（現行どおり）
（報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第42条　　（条文省略）	第37条　　（現行どおり）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第43条　　（条文省略）	（剰余金の配当の基準日） 第39条　　（現行どおり）
（新　設）	２．当会社の中間配当の基準日は、毎年８月３１日とする。
２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年８月３１日を基準日として中間配当をすることができる。	（削　除）
第45条　　（条文省略）	第40条　　（現行どおり）
（新　設）	附　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第22回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますので、取締役全員（４名）は、当該時点で任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）３名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おおいしりょう 大石良 （1973年７月20日） 〔再任〕	1996年４月　丸紅株式会社入社 2000年12月　有限会社ウェブ専科（現当社） 代表取締役 2014年５月　株式会社スカイ３６５取締役 2018年12月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はございません。	2,941,200株
2	はしばたかし 羽柴孝 （1978年３月24日） 〔再任〕	2000年４月　ジーエフシー株式会社入社 2006年４月　当社入社 2010年３月　当社営業グループサブリーダー兼 プロダクトマネージャー 2011年10月　当社営業部長 2013年３月　当社AWS事業部長 2013年10月　当社取締役（現任） 2014年９月　当社クラウドインテグレーション本部長 2015年３月　当社クラウドインテグレーション部長 2017年５月　株式会社スカイ３６５取締役 2017年９月　当社営業部長 2018年３月　当社営業１部長 2018年11月　当社営業２部長 2019年３月　当社営業部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はございません。	192,168株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	大塩啓行（おおしおひろゆき） (1971年8月4日) 〔再任〕	1995年４月　丸紅株式会社入社 2001年２月　株式会社デジタル・パブリッシング・ジャパン（現株式会社セラーテムテクノロジー）入社 2001年４月　DPJ USA, Inc.（現Celartem Inc.）Senior Vice President 2003年10月　有限会社トランスメディア・コミュニケーションズ取締役社長 2013年10月　当社入社事業開発部長 2014年８月　当社取締役（現任） 2014年９月　当社シェアードサービス本部長 2015年３月　当社シェアードサービス部長 2017年５月　株式会社スカイ３６５取締役 （重要な兼職の状況） 該当事項はございません。	95,740株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、次回更新時において、各取締役候補者を被保険者とする当該契約を更新または同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	いのうえみきや 井上幹也 （1955年９月８日） 〔新任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕	1979年４月　丸紅株式会社入社 1985年４月　ネットワーク情報サービス株式会社出向 1989年４月　丸紅英国会社出向 1994年６月　丸紅テレコム株式会社（現MXモバイリング）出向 1996年４月　丸紅株式会社情報通信第一課長 2003年４月　グローバルソリューション株式会社（現アルテリア・ネットワークス）取締役 2005年４月　株式会社ダイエー情報物流副本部長 2006年４月　丸紅株式会社ネットワークビジネス事業室長 2007年４月　同社ネットワークビジネス部長 2009年４月　同社金融・物流・情報部門長補佐 2010年４月　丸紅泰国会社副社長 2011年４月　丸紅テレコム株式会社（現MXモバイリング）専務取締役 2012年４月　丸紅株式会社金融・物流・情報部門（大阪） 2013年４月　株式会社ＴＭＪ取締役 2014年４月　株式会社つなぐネットコミュニケーションズ常務取締役 2018年５月　当社社外監査役 2018年７月　当社常勤社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はございません。	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 情報通信業界での豊富な経験・見識に基づき、主として事業活動・経営について高度な視野で監査いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。 なお、井上幹也氏は現在社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	たなかゆうこ 田中 優子 （1975年5月31日） 〔新任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕	1999年４月　トヨタ自動車株式会社入社 2003年４月　A.T.カーニー株式会社入社 2006年２月　ジュピターショップチャンネル株式会社入社 2011年７月　A.T.カーニー株式会社入社消費財プラクティスマネージャー 2014年４月　株式会社クラウドワークス入社執行役員 2019年３月　株式会社スペースマーケット監査役 2019年12月　株式会社クラウドワークス取締役経営企画室長（現任） 2021年３月　株式会社スペースマーケット社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウドワークス取締役 株式会社スペースマーケット社外取締役（監査等委員）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 コンサルティング会社での助言業務の経験を持ち、現在は他社の取締役、監査等委員である取締役として活躍されていることから、当社における経営全般への助言及びコーポレート・ガバナンス強化への寄与など、適正な経営体制について客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定する予定であります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	てらじまいちろう 寺嶋一郎 （1955年10月13日） 〔新任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕	1979年４月　積水化学工業株式会社入社 1986年10月　株式会社アイザック（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズ）出向 1992年４月　同社取締役 2000年６月　積水化学工業株式会社情報システム部長 2007年４月　同社コーポレート情報システムグループ長 2017年11月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） TERRANET代表 PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長 特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアテイブ協会副理事長・事務局長 一般社団法人IIBA日本支部代表理事	44株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 事業会社において情報システムに関わる要職を歴任されており、その高い知見と幅広い経験から、当社の取締役会に対して有益な助言をいただくとともに、客観的かつ中立の立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。 なお、寺嶋一郎氏は現在社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年６ヵ月となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	ふじもとひかり 藤本ひかり （1980年11月20日） 〔新任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕	2006年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2013年１月　藤本ひかり公認会計士事務所（現ひかり公認会計士・税理士事務所）所長（現任） 2014年11月　株式会社B-moo代表取締役（現任） 2019年２月　株式会社J・Grip監査役（現任） 2019年７月　ユナイト法律会計事務所入所アソシエイト（現任） 2019年９月　株式会社ノンピ監査役（現任） （重要な兼職の状況） ひかり公認会計士・税理士事務所所長 株式会社B-moo代表取締役 株式会社J・Grip監査役 ユナイト法律会計事務所 株式会社ノンピ監査役	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 公認会計士として事業会社の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と経験を持ち、現在は他社の監査役としても活躍されていることから、当社における公平・公正かつ健全な経営体制について、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定する予定であります。		

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．各監査等委員である取締役候補者の重要な兼職先である法人等と当社の関係
特別の利害関係はありません。
３．各監査等委員である取締役候補者は、全て社外取締役候補者であります。
４．田中優子氏の戸籍上の氏名は小林優子であります。
５．藤本ひかり氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．井上幹也氏及び寺嶋一郎氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、田中優子氏及び藤本ひかり氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
７．当社は、井上幹也氏及び寺嶋一郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、田中優子氏及び藤本ひかり氏が原案どおり選任された場合も、同様の契約を両氏と締結する予定であります。
８．当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、次回更新時において、各取締役候補者を被保険者とする当該契約を更新または同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年5月27日開催の第17回定時株主総会において、取締役の金銭報酬等の額を年額300百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額300百万円以内とすること及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、基本となる固定報酬及び株式報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は４名（うち、社外取締役１名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は３名（うち、社外取締役０名）となります。

また、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、その職責、員数、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は４名となります。

また、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

第６号議案　退任監査役に対する特別功労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって当社監査役の鳥笥尾務、望月明人及び兵法繁壽の３氏が監査役を退任されます。

３氏は在任期間中における当社の2019年３月の東京証券取引所マザーズ市場上場や、2021年１月の同取引所市場第一部への市場変更等を始め、監査役として当社の健全な発展に多大な貢献をされました。

つきましては、在任中の功労に報いるため、特別功労金として鳥笥尾務氏に４百万円、望月明人氏に３百万円、兵法繁壽氏に３百万円を贈呈いたしたく存じます。

なお、本議案の内容は、監査役の特別功労金の適正水準及び在職年数等を勘案し、慎重審議の上、取締役会において承認されたものであります。

贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

鳥笥尾務氏、望月明人氏、兵法繁壽氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
鳥笥尾務（とやおつとむ）	2013年11月　当社社外監査役（現任）
望月明人（もちづきあきひと）	2015年５月　当社監査役（現任）
兵法繁壽（へいほうしげとし）	2016年11月　当社社外監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区神楽坂２丁目17番
中央ビル地下１階
当社東京オフィスＡＮＮＥＸ
TEL 03-5579-8029

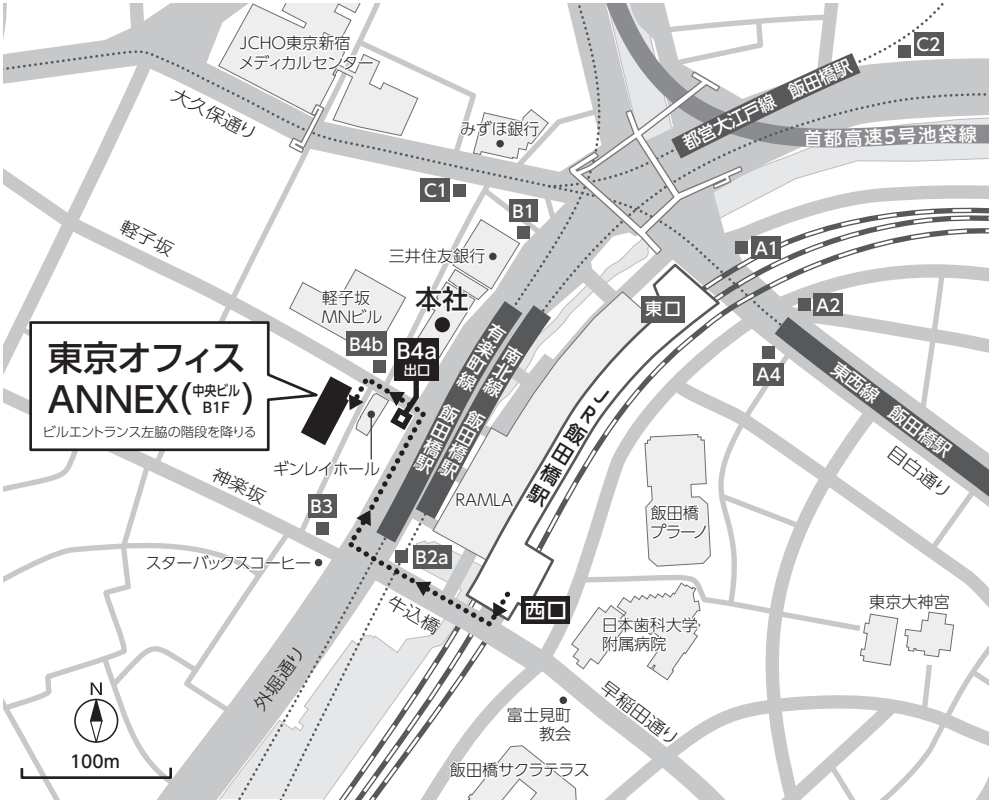

交通　東京メトロ 有楽町線・南北線・東西線／飯田橋駅 Ｂ４a番出口より徒歩約１分
都営地下鉄 大江戸線／飯田橋駅 Ｂ４a番出口より徒歩約１分
ＪＲ 中央線／飯田橋駅 西口より　徒歩約２分